

## 総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会（第14回） 議事録（案）

1．日時：平成15年6月10日（火）16：00 - 18：00

2．場所：中央合同庁舎第4号館 共用第1特別会議室

3．出席者：細田博之科学技術政策担当大臣

【委員】阿部博之会長、井村裕夫議員、大山昌伸議員、薬師寺泰蔵議員、  
相澤英孝委員、荒井寿光委員、新井賢一委員、浮川和宣委員、江崎正啓委員、  
齊藤博委員、竹田稔委員、中島淳委員、野間口有委員、山本貴史委員

【総務省】金谷通信規格課長

【公正取引委員会】山本取引企画課長

【文部科学省】田中研究環境・産業連携課長

【経済産業省】橋本大学連携推進課長、辻標準課長

【特許庁】南技術調査課長

【事務局】大熊政策統括官、永松審議官、扇谷参事官

4．議題：知的財産戦略について

5．議事要旨

会長

ただいまから「知的財産戦略専門調査会」を開催いたします。

本日、お忙しいところ細田大臣に御出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

細田大臣

先般、6月7日・8日に、第2回の産学官連携推進会議が京都で行われました。出席者が昨年を上回る約4,000名に上ったわけですが、そのときに一番議論が行われたのが、実はこの知的財産戦略の諸問題でした。産学の両方からいろいろな問題提起がありまして、

パネリストとして荒井委員にもおいでいただきましたし、また田中委員、山本委員その他の皆様方にも御出席をいただきました。

本日、知的財産専門調査会におきましては、研究開発、特許取得、標準化を一体的に推進し、優れた研究開発を国際競争力強化につなげていくための特許と標準の包括的対応の在り方、知的財産の原則組織帰属、大学への知的財産本部設置開始等を踏まえた大学等における知的財産活動の在り方、等についての提言案を基に、委員の皆様には、知的財産戦略の具体化に向けて御議論いただき、内容のとりまとめをお願いしたいと考えております。

本調査会では18日に再度御議論いただき、提言をとりまとめていただいた上、19日に総理官邸で開催される第29回の総合科学技術会議で了承をいただきたいと思います。翌20日には、知的財産戦略本部会合で知的財産推進計画が審議されますが、この計画に提言の内容を反映していただくこととしております。

いま阿部先生にお伺いしましたが、知的財産推進計画の中で今回のテーマが挙がっており、それをカセットのように組み込むように考えておられるそうです。そのような大変重要な御審議ですので、是非とも活発な御議論をお願い申し上げます。

知的財産推進計画に反映していただいた後も、具体的に取り組むべき難問は山積しております。産学官連携推進会議でもさまざまな御質問や御議論が出たわけですので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただいま大臣からもお話がありましたが、今後の予定をらみまして、本日御議論をちょうだいしたいと思います。

その前に、まず資料の確認を事務局からお願いします。

事務局

(資料の確認)

会長

ありがとうございました。本日は資料1について御議論を賜るわけですが、中身は大きく2つに分かれており、標準化についてと、大学等の知的財産活動についてです。

標準化については、すでに御議論をいただいており、いただいた御意見等による修文を

事務局から説明をしてもらいます。大学等の知的財産活動については、文章化したのは今回が初めてですので、一通り読んでもらった方がいいと思いますので、そのような進め方で、まず事務局から説明をしてもらいたいと思います。

事務局

(資料1に沿って説明)

会長

ありがとうございました。これから皆様の活発な御意見をちょうだいしたいと思います。最初、最初に予定を整理しておきますと、先ほど大臣から話がありましたように、総合科学技術会議に提言案をかけて御承認をいただいた後、それを知的財産戦略本部の方に提案するというプロセスになります。その前に18日にもう1回専門調査会がありますが、そのときはほんの小さい修文ぐらいしか時間的ゆとりがないと思いますので、できれば今日できるだけ御議論をしていただくことをお願いしたいと思います。

それでは、これまでの説明に対しまして、御発言いただければと思います。

委員

この文章がこれまでのどういう文脈の中で出てくるのかについて前提があるのか、これだけが審議されるのかということによっても、内容の取り方が違ってくると思います。

そういう中で標準化という、これだけを読むと標準化を非常に強調しています。それはそれでよろしいのですが、若干まだ気になるのは、標準化がどのレベルで言われていて、これが大学やいろいろな公的な研究機関における自由な発想と両立し、それを更に促進するということを明確にさせていただきたいと思います。このままで大学や研究機関に説明に行くと、標準化のために製品化を目指して突っ走っているのではないかというコメントもいただくような気もしております、その辺を少し明確にお願いします。

もう一つは、標準化は世界の人々がいろいろな個性のあるプロダクトにアクセスすることを排除するものではなく、それを効率に実現するものだということをどこかで述べていただきたいと感じました。

本日新しい文章として、大学及びTLOと知的財産活動について書かれています。これも大分今まで議論されてきたと思いますが、何回か大学とTLOの役割の話をするときに、国外の人々からは日本でもこういうことを議論し始めたことを非常にポジティブに受け取

るとともに、逆に大学の役割は単にテクノロジーをベースにベンチャーをつくる場所だけではないという、逆のフィードバックも来ます。そういう大学及び公的な研究所の知的創造に関する役割の認識があります。その上で、日本は現実から出発して理論を構築するところまでは明治以来よくやってきたが、その理論から次の新しい産業、または医療の分野では先端的な治療法をするという点では、それは自然に起こるということを前提にしていた。しかし、そうではなくて実際に積極的に、能動的にしようとしているのであれば、この辺の仕組みがわかるような記述をどこかに入れていただきたいという感じを持っております。

そういう点では、専門用語は知りませんが、バリューチェーンということやベンチャー・キャピタルなども聞いておりますが、いわゆる価値形成の連鎖の中でこの知的財産戦略はどの辺の位置を占めているか、価値形成のチェーンの中での大学の役割、それを移転していくプロセス、こういったものを明確にどこかで述べていただければと思いました。

私は、今、大学と同時に東京都や神奈川県、千葉県の財団や研究所の理事をやっているので、用語の問題で少し質問があります。大学や研究開発型独立行政法人は明確な言葉で書いてあるのですが、都道府県にも公的な研究機関があります。こういったものは大学でもないし、独立行政法人でもないのですが、地域クラスターにおいてこういうところの研究が積極的なブリッジになる仕組みをつくるのが非常に大事だと思います。この用語について、今日も東京都の研究機関の方々と議論したのですが、TLOといったときに大学型のTLOでもないし、うちはどういう位置になるのだろうかというような議論もありました。こうした公的研究機関についても考慮されたらよろしいのではないかと思います。

会長

今の公的研究機関等については、事務局に説明してもらいたいと思います。

全体の位置づけはご存じだと思いますけれども、今日ここにいらっしゃる井村会長時代に総合科学技術会議の専門調査会として、この知的財産戦略についてレポートが出ておりました、その言わばシリーズになっております。そこはすべてをカバーして書いてはおりませんので、本当は欲を言えばそれと併せて読んでいただくということになるのですが、ただいま委員のおっしゃったような御心配もわかりますので、若干そこを大学本来の役割が誤解されないように、何か文章を考える方がいいかもしれませんので、そこは事務局に検討していただきたいと思います。

それから、そのほかの点で、例えばバリューチェーンとか、そういうお話がありました

けれども、これは先生としてどこを修文していただいたらいいか、後でも結構でございますので、案をお知らせいただければと思います。

公的機関につきまして、事務局どうですか。

#### 事務局

大学等の知的財産活動の冒頭のところで、「大学・公的研究機関（以下「大学等」という。）」との形をとらせていただいております。地方公共団体の研究機関や独立行政法人も全部ひっくるめて「大学等」という扱いにさせていただいておりますので、その中で言及させていただいているというふうに御理解をいただきたいと思います。

#### 会長

そうですか。委員のもう一つの御心配は、若干性格は違うということですか。

#### 委員

公的機関はミッションを持っていて、ある研究所は公的であり同時にバリューチェーンの重要な役割もあるが、必ずしも大学と同じではないということは、細かく言えばあります。そういうことにどれだけこだわるのかということも問題ですが、現場の人にはそういうことが随分気になっているという現実があります。

大学だけを見ても、大学と一括してくくるけれども、研究所と研究科、研究科は人材養成で、研究所はミッションの遂行だというふうに、例えば文部科学省の分け方だとそうなっています。そういうことがあまり大きな問題ではないと理解されればいいのですが、大学の中でも問題になっています。公的研究機関の位置づけについては、国レベルでこれだけやっている上で自分たちのところでやる必要があるのかという形で、逆に切り捨てを加速する可能性もあります。財政危機の折で産業化はやらなければならないが、自治体は実学のところだけやって、基礎研究は国に任せたらどうだという形に、逆の方向を引き出すこともあり得ます。この辺は自治体ごとに、または研究機関ごとに、微妙な位置にあると思います。

特に地域クラスターというときには、大学と国の研究機関だけではなく、むしろ行政体の中での位置付けが大事になってくるような気もしておりますが、私も結論があるわけはありません。

## 会長

今までずっと知的財産戦略大綱も含めて、大学については大体共通理解がありまして、大学等、公的研究機関、あるいは独立行政法人などの研究機関というような、いろんな言葉の使い方がありましたが、大学等という等を入れないと今度は研究所から叱られたりしていることもありまして、入れたりしたこともあるのですが、非常に難しいのは、公的研究機関の中で知財の創出・活用に、かなりのエネルギーを割いておられるところと、実は余り縁のないところもあるのです。しかし、ここは知財の創出・活用に関わる公的研究機関ということで書いたのだと思いますが、その辺はもう一回読んでみまして、もし何かうまい工夫があったら考えてみたいと思います。

## 委員

よくまとまっていると思っておりますが、2点申し上げたいと思っております。

1つは、特許関係経費、出願費用等々の話でございますが、主には26ページの最後の「(5)特許費用等の確保」という部分で、修文というよりは私が危惧していることは、独法化で大学からどんどん特許を出しましようということはいいののですが、いわゆるパニティーパテントといいたまうでしょうか、本当に産業界にとっては有用なものをどうするかというような話が出てくるのではなからうかと、あまり産業界から見ても有用でないものもどんどん出願が出てきてしまうというようなことがあるのかなということです。特許関係経費の支援はとてもありがたいことで重要なことだと思っておりますが、まずTLOなり、あるいは大学の知財本部自らが、例えば国際出願をする、しないというのをジャッジさせんと、各論で個々の技術のこれを国際出願してよいかどうかというのをどこかに問い合わせるなんていう話になると、判断がなかなかできないと思いますし、迅速性に欠けるというような意味では、こういった経費そのものの使いやすさという点も独自に判断できるような形に変えていただきたいということ。

(5)の真ん中のパラグラフに書かれているので、これでよいと思うのですが、年度会計にとらわれないというのが非常に重要だと思っております。企業でも3月に出願が増えると、年度末に経費を使わないと次の年の出願費用が確保できないということで、出願が増えるというような傾向が、これが大学においても行われるとなると全く無意味ですので、是非年度会計にとらわれないということを強調いただきたいと思っております。

もう一点は、知財本部とTLOの関係で、主には28ページ、29ページのところです。例えば、28ページの(1)で、大学とTLOの両者が一体となってというふうに書かれて

おります。これはとてもすばらしい表現で、やはり一体となって、反発し合うのではなくて活動することが重要だと思っているのですが、29ページの(2)のところで、昨日お送りいただいた原案の中では、3行目のところで、弁護士・弁理士を活用しつつ、技術移転機関の判断が最大限尊重される体制を整備するというふうになっていたのですが、それが少し弱められた表現になっておりまして、これは是非原文に戻していただきたい。と申しますのは、前回の委員会でたしか経済産業省の橋本課長からだったと思いますが、外部型TLOと内部型TLOのパフォーマンスの違いがございましたね。外部型TLOの方がパフォーマンスが高いというのがありました。実はここ2年間ほどで承認されたTLOが増えていまして、私はもっと差があるのではないかと思い、平成10年から12年の間に承認を受けたTLOだけで比較してみてもデータをつくってみました。平成10年から12年の2年間では外部TLOが12機関承認されていて、内部TLOは4機関あるのですが、平成12年で見ますと、外部TLOの実施許諾率は17.6%あって、内部TLOは11%です。平成13年は、外部TLOは25.6%になっていて、内部TLOは15%です。平成14年になりますと、外部TLOは36.5%の実施許諾率になっていて、内部TLOが22.5%なのです。打率にしますとイチローと新庄ぐらい違ってきているというところがあります。やはり産業界にとって有用なものをとにかく出願をして、それをどんどんライセンスしませんといけませんし、確かに数は出さない件数もという部分はございますが、内容にこだわりたいというふうに思っておりますので、そういった意味では技術移転機関の判断が最大限尊重される体制というのは重要ではなかろうかというふうに考えております。

会長

ありがとうございました。27ページの方は、おっしゃるようにどこか外が、例えば国の機関とか、どこかTLOでも各大学の知的財産本部等でもないところにお伺いを立ててやるというのはおかしいことですので、それはやはりTLOも含めたそれぞれの大学の判断でということにしないといけないと思います。そんなことで競争原理の下でという文言が入っているのだらうと思います。

29ページの修文については、事務局で説明してください。

事務局

実は大学とTLOとの関係をどの程度見ていくかということで、非常にいろんな関係の方がいらっやいまして、それぞれに価値観が微妙に違っているものがありまして、どの

辺りで一番おさまりいい文言にするかというところで、若干今まだ振れている状況でございますが、とりあえずはご覧のように連携を図るという表現にさせていただいております。

それは、もし最大限尊重されるようという表現が皆様方の共通理解であれば、それは元に戻すということについては特にこだわるものではございません。

会長

委員にはすみませんが、もう一回元の文章を紹介してください。

委員

昨日内閣府からお送りいただいたものですが、先ほどの弁護士・弁理士のところからいますと、弁護士・弁理士を活用しつつ、技術移転機関の判断が最大限尊重される体制を整備するとなっております。その後は一緒です。

会長

ほかの委員の方はいかがでしょうか。そのように修文をした方がいいのではないかとこの御提案でしたが、何かありますか。事務局は左右だけじゃなくて、前後もいろんな意見があっただけで修文していると思うのですけれども、今日お集まりの方は、あるいは元の案に賛成の方が多いのかもしれませんが。

委員

ほかにも意見がありますが、この点に関しまして、大学のTLOということですから、大学の発明ということが先にあるわけですし、大学の判断も尊重されなければいけないと思います。したがって、私はこの今あるTLOとの連携を図るという表現というのは穏当な表現で、この現在の文章の方がよろしいのではないかと思います。

会長

わかりました。それでは、この点はもう少し事務局で検討してもらって、お任せいただくということにさせていただきます。別な点で御発言をどうぞ。

委員

先ほど会長から言及がありましたように、この文章だけを見ますと、大学の本来の役割



というのがどこにも出てこないわけですので、やはり大学の本来の役割というものがどこかに書かれていた方がいいのではないかと思います。

会長

書くとすれば前の方ですね。

委員

はい。

それから、15ページのフォーラム規格等に関するルール整備等についてですが、パテントプール等を活用するということに反対というわけではありませんけれども、日本の産業界にとって、やはりうまく標準化を設定できた場合はいいのですが、アウトサイダーになったときは、アウトサイダーがうまく競争に参入していく余地がなくなると困ったことになるわけです。標準化戦争に負けた場合でもちゃんと競争に参加できるというようなところが必要ではないかという気がいたします。

あとは、26ページの「(4)国内優先権制度の弾力的運用」ということで、私は弾力化に反対とは申しませんが、特許請求の範囲の記載の省略ということについては異論があります。特許出願でクレームを取ってしまうというのは乱暴な議論だと思います。

それから、やや細かくなりますけれども、31ページの「(2)知的財産専門職大学院における知的財産教育の推進」についてですが、これは表現としては、弁護士・弁理士を含めて知的財産専門職大学院で教育をするという方がいいのではないかと思います。

もう一つ、これは質問ですが、32ページの「(4)学部レベルにおける知的財産教育に対する支援」で資格制度との関わりを言及していますが、米国のパラリーガル制度も参考にしながら、例えば卒業と資格との関連づけなど、入学者にインセンティブを与えるという記述はよくわかりません。パラリーガル制度というのがアメリカで資格につながっているということがどういう意味なのかよくわかりません。

それから、卒業で資格を与えるというのは、ロースクールで受験資格というのができますが、そういうことを指しているのでしょうか。

会長

事務局にまずその最後のところから説明していただけますか。

事務局

卒業と資格の関連づけというのは、例えば知財のこういうところを卒業したときには、弁理士資格の試験の免除のところを少し配慮するとか、そういったことも考えていけるのではないかというふうに考えております。いろんな海外の制度もありますので、そういうものも含め、一番妥当性があるものを考えていければいいかなという程度でございます。

委員

パラリーガル制度というのは、ここではどんなものを前提にしているのですか。卒業と資格の関連づけというのがその説明ですが、アメリカのパラリーガル制度というのは、どのようなもの念頭に置いておられるのでしょうか。

事務局

法律家としての資格制度を、先ほど先生がおっしゃったようなロースクールを卒業したときに資格を与えるというようなものの、何か似たような制度を意識しているわけですが、具体的に定義づけて考えているわけではなく、そういったような制度を参考にしながらという意味です。ある意味では不十分かもしれませんが。

委員

意味が不明なので、ここはもう少しきちっと文章にさせていただきたいと思います。

会長

ありがとうございました。今、ほかにも御質問をいただいていたのですが、例のペテントプールのところは、総合科学技術会議の専門調査会で余り具体的な議論をするのが適切かどうか。要するに全体についてできるだけ具体的にとはいいのですが、あまりにも各論に行き過ぎるのではないかということで、私としては今日、荒井委員がおられますが、知財戦略本部の方で機会をつくっていただくか、あるいは戦略本部の中にいろんな検討のグループがこれから幾つかできてくるのだろうと勝手に想像しているのですけれども、その辺で御議論いただくということをお願いしたいと思って、ここではあまり具体的に書いてはいないのですが、荒井委員、それでいいでしょうか。

委員

本部の方で決めていただくことですので、今、私がここで何とも申し上げられませんが、確かにこれは総合科学技術会議の提言でございますので、阿部会長がおっしゃるような形でこちらはまとめていただいて、それを踏まえてパテントプールについてはいろいろ日本にとってのプラス・マイナスがあるという前提で検討を深めていくというのがよろしいのではないかと思います。

会長

よろしく願いいたします。

それから、26ページの国内優先権制度のところは、委員の方としては修文の案がございましたら教えていただきたいと思います。

委員

国内優先権制度のクレーム不記載といえますのは、現在の国内優先権はご存じのように、優先権を主張して2番目の出願をいたしますので、2番目の出願が実質クレーム請求の範囲が書いてありますと、最初の出願のクレームというのは意味がなくなるわけですし、結局実質上国内優先権で出願する限り、最初の出願というのはクレームがあってもなくてもいいというふうなことになります。開示範囲が一番重要ということで、大学の先生等は御自身で出願をする場合、何が一番苦手かといえますと、特許請求の範囲を書くということが、これは皆目どう書いたらいいかわからないと。

開示部分につきましては、明細書の書き方は論文の開示内容とほぼ同じような内容でございます。そういう意味から、最初の出願、先の出願については請求の範囲も書かなくてよろしいのではないかと。その後の1年以内に国内優先権を主張して出願をしなかった場合には、その先の出願というのは、単なる開示情報になると、権利は請求しないというふうな扱いをすれば何ら問題はないのではないかとというふうなことで、別途提案したようなことをここに反映していただいたということです。

会長

そうすると、ほぼこの文章で。

委員

私が危惧しているのは、ヨーロッパでは優先権が認められなくなってしまうのではない

かと思えます。優先権がある前提で仕事をしますと、ヨーロッパでは優先権が認められないという恐れがあり、ヨーロッパで特許が取れないことになるのではないかと思います。

そういう意味では、あまり国内優先を重要視して使いますと、私どもも実例でありましたけれども、ヨーロッパで優先権を失って、結果として特許を失うようなケースになります。その辺は国際的な調和という視点から是非お考えいただきたいと思えます。

会長

それについて何か御発言ありますか。

委員

その点は、最近の審判部の決定を十分考慮して、日本の先の出願人が不利にならないような取り扱いをどうするのか、海外との調和も含めてポイントを決めるべきだと思います。おっしゃるとおりです。

会長

今の 26 ページの ( 4 ) についてほかに、どうぞ。

委員

私もここだけ気になったのですが、基本的な考えは全く同じです。私が気になりましたのは、この最初の 3 行では、この制度があたかも大学発の特許とそれ以外の特許を分けているように見えるのです。作文の問題ですが、特許制度がそのように分かれているわけではないので、そこの誤解が生じないようにしていただけたらいいと思えます。

会長

これは経済産業省、何か意見がありますか。どうぞ。

特許庁

特許庁の方から、国内優先権制度について補足させていただきますと、国内優先権制度がこの最初の 3 行ですと、あたかも最初の出願は未完成のものを出しておいて、その後正しい出願を出して完備するというような誤解をされてしまうのではないかと危惧しております。後で完成したものを出せば当然に出願日はそこまで繰り下がって、最初に出したも

のは特に何のメリットも受けられないので、もう少しここはその点で書きぶりが不適切かなというところで、できれば事務局の方に修正案を出させていただきたいと思います。

会長

先生、今、一連の御議論で、更に何か。

委員

36条の規定でありますけれども、特許庁の方で現行法を踏まえておかしくないように修正案を出していただければと思います。

会長

同時に、先ほど海外のことも念頭に置いてとありましたが、ここはそういうことでよろしいでしょうか。事務局の方で経済産業省とも相談して、今の委員の御意見を踏まえて、適切な文章に修正することにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

会長

それでは事務局、よろしいですね。次に別な点で、どうぞ。

委員

1つ御報告でございますが、最近私立大学連盟の中に、知的財産問題検討委員会が設けられました。これは国の知的財産戦略に対応したものでございます。委員の中には、理系の方が多く、また関西地区など、知的財産センターですか、積極的に展開しておられる大学も多く参加しています。

そういう中で、考えさせられる問題もあります。1つは、21ページの冒頭にある研究者の評価、ここで社会貢献というキーワードが出てまいります。次のページには、研究費の配分が出てまいります。これらを併せて考えると、大学が教育、研究を柱としてきた中で、この社会貢献を第3の柱にするのか、あるいは教育、研究の中にうまく組み込むのか、この辺の説明が大学の人たちには必要ではないかと痛感しております。当面は成果が上がりそうもない基礎的な研究もあります。そういうことをも併せて考えるときに、この社会貢

献というものの位置づけを少し工夫していただければと思います。

それから、27 ページ、先ほども出ましたが、冒頭にあります出願費用等です。ここには 2 行目に支援を大幅に拡充するとありますが、私立の大学ですと出願の費用は自前ということのようでして、拡充どころかゼロのようですので、この辺は積極的にお考えいただく方がよろしいのではないかと考えております。拡充よりそもそも基礎がないわけです。

これは連盟とは関係ありませんが、30 ページに海外出願への支援があります。これは前から申し上げている点と重なるわけですが、海外展開の際の権利の管理と侵害への対応、こういう辺りは支援のしようがないという面もありますが、どう対応するのかという問題が 1 つあるかと思えます。

最後、25 ページの一番下の 2 行ですが、排他的独占権として登録されていない研究データ云々というくだりは、かなり不明確な表現です。勝手に想定しますと、「登録された排他的権利」の客体となっていない研究データとして云々と、これは権利の客体の方を書いているわけですね。そういうことを併せ考えますと、著作権として保護されるものという言い方も、これは著作権の客体として保護されるもの、つまり著作物ということだとわかるのですが、この「として」という使い方はなかなかわかりにくい表現ではないかと思えます。それから「又は」の後に著作権と出てまいります。例えばコンテンツの大半は著作物です。著作権の客体ですので、この辺との整合性も少しお考えいただいた方がよろしいと思います。

会長

ありがとうございます。最後のところは、質問も入っていますが、事務局、何か。

事務局

書かせていただいたのは、特許のような独占権が明確になるものは割と扱いやすいのですが、そうではないものの扱いは必ずしも明確になってないので、そういったものをどう扱うか、その明確でないものの例示として営業秘密なり著作権があるという話、あるいはそのどちらで保護されるのかははっきりしないものもあるということで、その例としてデータとかソフトウェアを挙げさせていただきました。ちょっと文章上は練れてないという御指摘をいただきましたので、御趣旨を踏まえて少し考えさせていただきたいと思えます。

委員

そのところについてもう一つ質問があります。研究マテリアル等の取り扱いルールを、今度知的財産権とは別に取り上げたというのは大変よろしいと思います。その前半の部分でもどういうことを言おうとするのかが不明確と思います。ここではあえて不明確にしてそういう問題があることを指摘しようとしたのか、ルールの明確化と書いてあるのですけれども、実際により詳細なルールを作れというのか。ルールは明確じゃないのがルールだというケースもあります。

このように大学のマテリアルの問題というのは、あるアメリカの大学は非常に厳しく管理している、ある教授は大変厳しくルールを決めて取り決めをするけれども、ある人は全く自由にするというように、かなり個性があるわけです。そういうことも知らずに、ルールがあるところでバイオレートするとえらい目に遭うということを知らせることは必要です。日本でもこういう厳しいルールをつくろうと言っているのか、そうじゃなくて、多様なルールがあることを認めた上で相手もあるよということをおっしゃっているのか。ここら辺りは大学における研究マテリアル、公的研究機関のマテリアルの扱い方ということで、毎日の研究活動に重大な影響があると思います。この辺については内容に立ちいったのか、一般的にそういう問題がある、そして米国の経済スパイ法に引っかからないようにしようというウォーニングをするところで止めているのか。それともルールの明確化をするならば、それは研究所や学部レベルで決めるのか、各教官レベルでラボラトリーヘッドで決めるのか、それとも全国共通レベルをここで提案するのか。この辺の趣旨がよくわからなかったので、何かお考えがありましたらお願いします。

会長

では、これも事務局で答えられますか。

事務局

この上の3行につきましては、大学のところでルールを明確にしてくださいというメッセージです。問題意識の基にありますのが、例えば国立大学ですと、遺伝子を組み替えた実験用のマウスは特許で保護されるのですが、そのマウス自体は国有財産で処分できないということで、実は非常に使い勝手の悪い仕組みになっております。

国立大学の法人化に向けてその辺の整合性の取れた、ある程度の大きなルールはつくらざるを得ないだろうと。ただ、その後の運用レベルになると、各大学、あるいは学部、その中でのある程度のきちとした仕組みが必要と。

外の産業界の方からしますと、先生によって扱いが違うというのは非常に混乱を招くわけです。A先生はただでくれるのに、B先生は何とかとか、そういうのが果たしていいかどうか。そういう問題点があるということも御指摘をさせていただいているわけです。

#### 委員

ということは、問題点があることを喚起して、その細かいルールは基本的に大学が考えなさいとエンカレッジしていると理解してよろしいですか。

例えば、国費を使った場合にはこうしろというリコメンデーションが出てくるわけではないですね。大学ごとの自己資金がある場合、独自資金にどういうルールをつけるか、アメリカでも個別に分かれています。その辺の対応がわからないなと思ったのですが。

#### 会長

ここは個別に勝手にしろということまでいい切っていいかどうかはちょっと心配で、むしろこれは。どうぞ。

#### 文部科学省

研究マテリアルの扱いについては、昨年5月に研究成果物の取り扱いに対してどう考えるのかということ、文部科学省として各大学にお示しをいたしました。ただ、これは国立大学が対象でしたので、その限りということでしたが。これからは大学法人化になりますので、大学それぞれごとに昨年に出しました指針にしたがって自主的にきちんと決めていただきたいと、そういうルールを明確にするということがまず大事ですと、そういうことをここで言っているというふうに理解をしております。

#### 会長

なお具体については、今後関連の府省で、むしろ大学の自主性も踏まえた上で、更に詰めていただくことだろうと思います。

#### 委員

そこに対して1点、知的財産、特許と絡む場合がございますので、トランスジェニックマウスをつくったら、それは特許にもなってマテリアルでもあるという場合に、不整合が起きないように文面は入れていただきたい。例えば産業界からしますと、特許は大学から



ライセンスを受けて、マテリアルは個人の先生からマテリアルトランスファーを受けるなど、1つのものに対して2重の契約をしなければいけないというような話になりますと、産業界から見ると改悪になってしまうので、そういった整合性みたいな文面をちょっと入れていただければと思っておりますが、むしろ自由にやれる部分はあっていいと思います。

会長

御趣旨は賛成なのですが、今そこまでここで言うのがいいか、やはり事務局と関係省庁と相談してもらって、もしこの段階でそこまで入れた方がよければ入れてもいいですが、全体の調和の中で御趣旨はそのとおりだと思います。文科省あるいは経済産業省と名前が書いてありますので、ちょっと相談していただきたいと思います。

御質問の別な点にいきますと、27ページの一番上の大幅に拡充は、これは国立大学も今ほとんどないわけですが、今後、国公立大学を含めて海外特許も大幅に増えると思えますし、弁理士に支払う必要も増えていくと思えますので、大学の自主性だけでできるというのは少し無理がかかり過ぎるので、とにかく大幅に措置をしてもらおうということです。

文部科学省

現在、ご存じのとおり国公立の大学を問わず、文部科学省としては特に国際特許ということを中心に支援を今年から始めております。これをきちんとした方法で拡充していきたいというふうに思っておりますけれども、この文章だけでは確かに何を拡充するのか若干わかりにくいかなというふうに思っておりますので、そこは事務局と相談をして明確にしていきたいと思っております。

会長

それから、21ページの社会貢献のところなのですが、社会貢献は現在、教育、研究プラス社会貢献ということで、3本柱として位置づけるといった説明をされている方がたくさんおられると思いますが、文部科学省も何かそういうのを使っていませんでしたか。

文部科学省

最近、私は、教育、研究、そして社会貢献と、社会貢献が大学の第3の使命というふうに申し上げていて、社会貢献は前からきちんとあったかもしれませんが、今まで少し意識をして社会貢献をすることは少なかったかなと。したがって、それを1番、2番、第3

ということですがけれども、その1、2に逆転するということではないですがけれども、きちんとした社会貢献もあるよということを知って活動をしていただくのがいいのではないかと、第3の使命ということは時々申し上げております。

会長

そういうことで、多分ここではそういった文部科学行政の最近の動きに乗った形で文章化していますので、私はこれでおかしくないと思いますが、文部科学省の文章をご覧になったことがない方から見ると気になるのかもしれませんが。

文部科学省

そうすると、もう少し丁寧にお書きした方がいいのかもしれませんが。

会長

では、その辺はまた事務局の方で少し考えてみてください。ほかに、どうぞ。

委員

少し戻って、32ページの(4)、学部レベルにおける知的財産教育に対する支援についてですが、パラリーガル制度というのもちょっと不明確ですし、先ほど事務局の御説明で弁理士試験の一部免除というのがありましたが、あれは学部ではなくて大学院レベルでございますので、むしろ前のページの(2)か(3)の話かなということが考えられます。

また、この文章ですと、新しい国家資格をつくるのかなという感じもしますし、書きぶりも前の(2)・(3)と突っ込み具合が不釣合いのところがありますので、この第2段落の6行はむしろ削った方がよろしいのではないかと提案をいたします。

会長

この点について、事務局で何かあります

事務局

修文できるかどうか検討させていただきます。

委員

今の点に関連して、いままでに御指摘のあった点は、私もそのとおりだと思いますが、そもそも何でそういう文章が入ったのか私にはよくわからないのは、例えば弁護士という高度専門職業人を支える専門人材を養成する学部とありますが、まさに法科大学院ができるわけで、法科大学院ができれば、その弁護士等の法曹の養成というのはそこで行われるわけですね。そうすると、どういう学部を想定しているのか。

例えば、法学部であればむしろ一般の法律教育ということに重点が置かれることになるでしょうし、弁理士の高度専門職業人を支える学部というと、弁理士は電気も機械も科学もいろいろいるわけで、そういう専門学部なんていうのは全部になってしまうわけで、その意味でもどうしてこういう文章が入るのが私にはよく理解できないんですが。

会長

わかりました。今のは同趣旨の御提案だと思いますので、事務局で削除する可能性について検討してもらいまして、もし反対がなければ、削除しない方がいいですか。

委員

学部教育に関して資格を与えるという書き方が先生方には触れると思うのですが、私は分野を問わず学部の教育レベルで、知財の教育をするということが日本全体の知財の理解につながると考えていますので、そういうようなコースを私どもの大学でもやってみまして、とても評判がいい。コースの卒業ぐらいの一種のディプロマみたいなものをインフォーマルに渡すのが非常に適切で、それが何か大学院のロースクールに入る資格とか、そういうふうになってしまうといろんな問題が起こるので、資格認定ではないと明記することが重要です。

会長

今おっしゃったようなことは、両先生とも御反対になっているわけではないと思いますから、上の3行も含めて修文を考えてください。

委員

24ページ「(5)競争的資金の拡充」、ここのところも知的財産との関係を書いていただいた方がいいのではないかと思います。ほかは知的財産との関係でこういうことをやろうといろんなことが書いてあるのに、ここだけないと思いますのでお願いいたします。

それから、(6)の第3パラグラフの「そのため、特許電子図書館等の検索機能」と書いているのですが、その前に「アクセスの改善及び検索機能を向上させる」ということで、アクセスの改善も入れていただけたらいいと思います。これは非常に要望が強いので。

それから、29ページ「(3)人材情報の整備・充実」、細田大臣も御熱心に日本弁護士会との協力関係を進めておられて、今回の京都の産学連携サミットにも参加されておられましたので、知財協、弁理士と並んで、弁護士も書いていただいた方がいいのではないのでしょうか。

会長

「日本弁理士会等」というところですか、わかりました。

委員

はい。ここに弁護士会。それから、括弧の中に弁理士と並んで弁護士と。

それから、33ページ「6. 産業界の意識改革」「(1)普及啓発」ですが、その4行ぐらいに「知的財産を積極的に活用する」とあります。京都でも非常に議論が出たのは、産業界の方の積極的活用には防衛目的も入っているということで、例えば知的財産を防衛目的に使うのではなく、実用化により積極的に活用するとか、何かそういう形で、死蔵というか不使用というか、企業にとっては大事な使い方だと言われるのですが、やはり大学から出てきたものはできるだけ実用化していくというのがいいのではないかと思います。

それから「(2)企業のトップ経営者の目利き機能の強化」、これは趣旨はわかるのですが、経営のトップの方がセミナーを受けたら目利き機能がレベルアップするというのは、ちょっと工夫が要るんじゃないかというふうに思いますので。

会長

33ページの下は、御指摘のとおりだと思いますので、修文を考えるようにいたしますが、ほかの点もなるほどと思うのですけれども、修文するということでよろしいですか。

委員

先ほどの学部のところですが、32ページ、(4)が学部レベルにおける知的財産教育、(5)が理工系大学における知的財産教育と分けてあるわけですが、これは学部全体を通じて、文系にも理系にもやりなさいということでもいいのではないだろうか。

それから、理工系大学というちょっと引っかかってしまうのです。というのは、ほとんどが大学の学部になっていますから。

会長

おっしゃるとおりだと思います。いま先生のおっしゃったように、これからの知的財産というのは理工系大学という限定はおかしいわけですので、そこは外した学部教育ということで、事務局においては、もしまとめられそうだったら是非そうしてください。

事務局

少し整理した方がいいかと思って分けたんですが、おっしゃる御趣旨はわかりましたので、まとめる方向で。

会長

ありがとうございました。お願いします。

委員

7ページの標準化戦略のところ、と書いて、その中に知的財産権取得というのがあります。9ページからまた具体的施策の中にもずっとそういうことが書いてあるのです。しかし、やはり国際標準化という考え方をすると、この知的財産権の取得は、外国という意味合いでの知的財産権の取得が非常に重要になることから、あとの文面では海外、あるいは国際という言葉で国内と使い分けて書いてありますので、是非こちらは国際的なというのがはっきりするような形にしていただければと思います。

会長

もう一度お願いします。

委員

7ページの、の国の研究開発プロジェクト等における、研究開発、知的財産権取得という項目から始まって、具体的施策というのが9ページにあります。その冒頭でも結構なのですけれども、この知的財産権というのは国際的なという意味合いだということが明確になればというふうに思います。

会長

これは事務局としては書いたつもりだと思いますが、どうですか。

事務局

とか の辺りでは、国際、国内を問わず標準化全般に対してのことを意識しております。 は特に国際標準への積極的なという話はさせていただいたのですが、御指摘の点は国際的な標準化活動にいかないと、そもそも競争力にならないという御趣旨だと思いますので、その点を踏まえます。

委員

知的財産権とすると、日本の特許を出せばいいのかとなってしまいますので、特に海外のものが大事だということをはっきりわかるようにしていただければと思います。

それから、22 ページの 2 . ( 2 ) の「共同研究等の取り扱いルールの明確化」という項目ですけれども、ここはマニュアル等を整備してきちっとしなさいという趣旨で書いてあります。ただ、実際は非常に弾力的な運用が大事でして、実際の開発や製品化に向けた動きの中で、ものによっては画一的なものではなく、製品化に対していろんな弾力的な運用が必要になってくるかと思います。この部分で弾力的な運用が重要だということを入れていただければと感じております。今のままだと、何かルールをつくってマニュアル化してそのままということで、大変画一的になりかねないというのを心配しております。

会長

もし委員でうまい案がありましたら、是非教えていただければと思います。

委員

わかりました。

最後、26 ページ「( 3 ) 新規性喪失例外規定の要件緩和」の中で、期間延長について触れられておられますけれども、大事なのは期間延長以外の要件の緩和だろうと思うのです。期間延長については国際的な動きといろいろリンクして考えられておりますが、心配もありましてあまり延長したくないのが一般的な方向だと日本の中では考えておりますので、こちらが大事なのはどちらかというところ下の要件の方だと思います。そちらにウェートを乗

せた書き方にしていただければと思っております。

会長

これは、むしろ経済産業省の方に意見があるかもしれません。

特許庁

全く同意見です。

会長

よろしいですか。では、事務局と相談してください。ありがとうございました。

委員

少し揚げ足を取るような質問になるかもしれませんが、この知的財産戦略では「標準化」と「大学等の知的財産活動」の二つが課題になっています。標準化は国としてもきちっとした方針を持つということでの産学官というのはわかります。しかし、大学等の知的財産活動について、33ページの産業界の意識改革の普及啓発の文章を見ると、「真の産学官連携を実現し、大学等から産業界への技術移転を円滑に」と書いてあります。ここには大学と産業界についての役割はありますが、官の役割には触れていません。「大学等の知財の活用」では、大学のイノベーションと産業界の連携、このバリューチェーンがちゃんと機能することが大事な基本だと思います。ここで「真の産学官連携を実現する」とありますが、官の役割については別に書いてないのにこういう文章があると、いかにも国が大学の知財部門を主導していくとも読めるような気がします。私は知財については産と学が中心になってやって、むしろ官のかかわりは少ない方がよいと思います。そのくらい強くメッセージを出すべきと思います。こういう位置づけにおいて、第1のチャプターと第2のチャプターは随分違うものと思います。しかし、全体が真の産学官の連携となると、ちょっと読むと抵抗があります。やはりお上意識で書いているのかと揚げ足を取られる気がします。1章と2章のこの辺のニュアンスの違いを見た上で、後半のルールづくりについては真の産学官というような言葉を使わないで書いていただきたい感じがしました。

会長

ありがとうございました。事務局は意見がありますか。

事務局

特に、十分した吟味します。

会長

なかなか難しい。ただ官を取ればいいのかどうかもわかりませんので、ちょっと検討をさせていただきます。ほかに、どうぞ。

委員

先ほどのところですが、25ページのところの(2)の研究マテリアルの文章について、さっき議論が出ましたが、ここは議論が乱暴でして、マテリアルの中に植物品種が入っているのですが、ここは種苗法で登録制度があります。ですから、ここの辺りの議論はちょっと議論がやや乱暴な感じがします。というのは、著作権のように保護されているものもあり、マテリアルのように所有権で守っているものもあって、それを一緒に議論しているから、議論がよくわかりにくいと思います。ここは整理をしていただいた方がいいのではないかと思います。

それから、先ほど御指摘がありました、26ページの「(3)新規性喪失例外規定の要件緩和」のところの最後の文章で、例外が指定制度の見直ししか触れられていないわけですが、そのほかの要件もありますので、そのところも文章を推敲していただければと思います。

会長

ありがとうございました。前半の方は、確かに短い文章でいっぱい入っているわけですが、これはそれぞれ担当によって主張したいことが少しずつ違うのかもしれませんが。官庁の方で、25ページの下のマテリアルのところで、特に意見がなければ事務局ともう一回吟味してもらおうということになるのですが、経済産業省、あるいは文科省で特に発言をしたいというのがありますか。なければ事務局の方で。今のような御趣旨で文章を読んでも、なるほどなと思いますので。

事務局

御指摘の点はごもっともなのですが、実は文部科学省さんの方でマテリアルの取り扱い



の1つの提言のようなものが出ていまして、その中に定義が入っておりまして、こういうものが全部放り込んであるということなので、大学の方々にとってはまるめで考えているのかなということも含めて、こういう並べ方をしています。御指摘のことも十分わかりますので、少し整理できる範囲でさせていただきたいと思います。

会長

わかりました。それでは、ほかの点はいかがでしょうか。

もしなければ、後からもし気付きの点が出たらメモをいただくということで、事務局はどうですか。メモをいただくということをすれば、いつごろまでにいただければいいですか。

事務局

次回が18日の朝10時からということになっておりますので、少し早めにいただければいいと思います。できましたら今週金曜日、13日までに。

会長

では大変恐れ入りますが、特に御専門に近いところでもう一回読んでいただいて、何かございましたら13日の金曜日までに是非メモをお願いしたいと思います。

そういうことで、こちらで今日いただいたいろいろな意見を踏まえて、できるだけ事務局でいい文章、いい内容のものにさせていただきますが、更に13日までの御意見も踏まえて、18日の原稿をつくらせていただいて、18日には一応総合科学技術会議に上げる案を固めたいと思います。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

井村先生、何か総括的に。

委員

特にございません。

会長

薬師寺先生。

委員

特にございません。

会長

それでは、大変活発な御意見をありがとうございました。事務局の宿題がいっぱいありますけれども、頑張ってくださいことにして、次に移らせていただきます。

このほかの件で、何かございますでしょうか。こちらで用意したものは特にありませんので、それでは議事録に入らせていただきます。資料2に第12回の議事録が配布をされております。これは既にごらんいただいているのですか。それでは、特段の修正、追加的なものなければ、この議事録を含めて本日の会議資料につきましては公開という取り扱いにさせていただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

会長

それでは、御異議がないものとして公表をさせていただきます。

今後の予定について、先ほどちょっと申し上げましたけれども、事務局からもう一回まとめをお願いします。

事務局

次回ですが、6月の18日、午前10時からということをお願いいたします。また、きちっとしたものを御連絡させていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

会長

それでは、そういうことでよろしくをお願いいたします。若干早いですが、本日はこれを持ちまして終了させていただきます。大変御協力ありがとうございました。

(以上)